

議案第 3 号

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
いたしたい。

平成29年2月9日 提出

埼玉中部資源循環組合

管理者 新 井 保 美

提 案 理 由

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職職員の給料、扶養手当及び勤勉手当の改定等
を実施したいため

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

行政職給料表

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,600	293,400	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,900	234,400	268,400	295,200	326,600	371,100	416,100
	6	147,200	200,700	235,200	270,200	298,000	328,800	374,000	418,800
	7	148,300	202,500	237,000	272,000	300,800	330,800	376,800	420,900
	8	149,400	204,300	238,800	274,800	302,600	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,100	240,600	276,600	304,400	335,200	381,100	425,100
10	151,600	207,900	241,400	278,400	306,200	337,400	384,000	427,400	

1 1	1 5 3, 2 0 0	2 0 9, 4 0 0	2 4 3, 4 0 0	2 8 0, 8 0 0	3 0 9, 1 0 0	3 3 9, 4 0 0	3 8 6, 6 0 0	4 2 9, 3 0 0
1 2	1 5 4, 5 0 0	2 1 1, 2 0 0	2 4 4, 8 0 0	2 8 2, 8 0 0	3 1 1, 4 0 0	3 4 1, 6 0 0	3 8 9, 3 0 0	4 3 1, 4 0 0
1 3	1 5 5, 8 0 0	2 1 2, 6 0 0	2 4 6, 3 0 0	2 8 4, 8 0 0	3 1 3, 5 0 0	3 4 3, 5 0 0	3 9 1, 7 0 0	4 3 3, 1 0 0
1 4	1 5 7, 3 0 0	2 1 4, 4 0 0	2 4 7, 8 0 0	2 8 6, 9 0 0	3 1 5, 6 0 0	3 4 5, 5 0 0	3 9 4, 0 0 0	4 3 4, 9 0 0
1 5	1 5 8, 8 0 0	2 1 6, 1 0 0	2 4 9, 1 0 0	2 8 8, 9 0 0	3 1 7, 8 0 0	3 4 7, 6 0 0	3 9 6, 2 0 0	4 3 6, 9 0 0
1 6	1 6 0, 4 0 0	2 1 7, 9 0 0	2 5 0, 5 0 0	2 9 0, 9 0 0	3 1 9, 9 0 0	3 4 9, 6 0 0	3 9 8, 6 0 0	4 3 8, 9 0 0
1 7	1 6 1, 7 0 0	2 1 9, 6 0 0	2 5 2, 0 0 0	2 9 2, 9 0 0	3 2 2, 0 0 0	3 5 1, 4 0 0	4 0 0, 4 0 0	4 4 0, 8 0 0
1 8	1 6 3, 2 0 0	2 2 1, 3 0 0	2 5 3, 7 0 0	2 9 4, 9 0 0	3 2 4, 0 0 0	3 5 3, 4 0 0	4 0 2, 4 0 0	4 4 2, 6 0 0
1 9	1 6 4, 7 0 0	2 2 2, 9 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 9 7, 0 0 0	3 2 6, 1 0 0	3 5 5, 2 0 0	4 0 4, 3 0 0	4 4 4, 4 0 0
2 0	1 6 6, 2 0 0	2 2 4, 5 0 0	2 5 7, 2 0 0	2 9 9, 0 0 0	3 2 8, 1 0 0	3 5 7, 1 0 0	4 0 6, 1 0 0	4 4 6, 1 0 0
2 1	1 6 7, 6 0 0	2 2 6, 6 0 0	2 5 8, 8 0 0	3 0 1, 0 0 0	3 3 0, 0 0 0	3 5 9, 1 0 0	4 0 8, 0 0 0	4 4 7, 9 0 0
2 2	1 7 0, 3 0 0	2 2 7, 7 0 0	2 6 0, 6 0 0	3 0 3, 1 0 0	3 3 2, 1 0 0	3 6 1, 0 0 0	4 0 9, 8 0 0	4 4 9, 4 0 0
2 3	1 7 2, 9 0 0	2 2 9, 3 0 0	2 6 2, 3 0 0	3 0 5, 1 0 0	3 3 4, 1 0 0	3 6 3, 0 0 0	4 1 1, 6 0 0	4 5 0, 8 0 0
2 4	1 7 5, 5 0 0	2 3 0, 9 0 0	2 6 4, 0 0 0	3 0 7, 2 0 0	3 3 6, 2 0 0	3 6 4, 9 0 0	4 1 3, 5 0 0	4 5 2, 3 0 0
2 5	1 7 8, 2 0 0	2 3 2, 2 0 0	2 6 6, 0 0 0	3 0 9, 0 0 0	3 3 7, 7 0 0	3 6 6, 9 0 0	4 1 5, 3 0 0	4 5 3, 7 0 0
2 6	1 7 9, 9 0 0	2 3 3, 7 0 0	2 6 7, 9 0 0	3 1 1, 1 0 0	3 3 9, 6 0 0	3 6 8, 8 0 0	4 1 6, 8 0 0	4 5 5, 0 0 0
2 7	1 8 1, 6 0 0	2 3 5, 1 0 0	2 6 9, 7 0 0	3 1 3, 2 0 0	3 4 1, 5 0 0	3 7 0, 8 0 0	4 1 8, 3 0 0	4 5 6, 3 0 0

28	183, 300	236, 400	271, 500	315, 200	343, 400	372, 800	419, 900	457, 500
29	184, 800	237, 700	273, 200	317, 100	345, 100	374, 300	421, 500	458, 500
30	186, 600	238, 900	275, 100	319, 100	347, 000	376, 100	422, 800	459, 200
31	188, 400	239, 900	277, 000	321, 200	348, 900	377, 900	424, 100	460, 000
32	190, 100	241, 100	278, 700	323, 300	350, 700	379, 500	425, 300	460, 700
33	191, 700	242, 400	280, 400	324, 700	352, 600	381, 300	426, 500	461, 400
34	193, 200	243, 600	282, 300	326, 700	354, 400	382, 700	427, 800	462, 200
35	194, 700	244, 800	284, 100	328, 600	356, 200	384, 200	429, 100	462, 900
36	196, 200	246, 100	286, 000	330, 700	357, 900	385, 800	430, 300	463, 500
37	197, 500	247, 000	287, 600	332, 600	359, 300	387, 200	431, 500	464, 000
38	198, 800	248, 400	289, 300	334, 500	360, 600	388, 400	432, 300	464, 600
39	200, 100	249, 800	291, 100	336, 500	362, 000	389, 600	433, 100	465, 200
40	201, 400	251, 300	292, 900	338, 400	363, 400	390, 700	433, 900	465, 800
41	202, 700	252, 700	294, 600	340, 300	364, 700	391, 800	434, 500	466, 300
42	204, 000	254, 100	296, 300	342, 200	365, 600	393, 000	435, 200	466, 800
43	205, 300	255, 500	297, 900	344, 000	366, 700	394, 200	435, 900	467, 200
44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600	467, 500

45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400	467, 800
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200	468, 600
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400	438, 600	469, 400
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300	470, 200
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800	471, 000
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200	471, 800
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600	472, 000
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000	473, 400
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600	441, 400	474, 200
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800	475, 000
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200	475, 800
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500	476, 600
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800	477, 400
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200	478, 200
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500	479, 000
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800	479, 800
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100	480, 600

6 2	2 2 4, 9 0 0	2 7 8, 1 0 0	3 2 4, 9 0 0	3 6 4, 4 0 0	3 8 0, 9 0 0	4 0 3, 3 0 0	4 4 4, 9 0 0	4 8 1, 4 0 0
6 3	2 2 5, 7 0 0	2 7 9, 0 0 0	3 2 5, 7 0 0	3 6 5, 1 0 0	3 8 1, 5 0 0	4 0 3, 6 0 0	4 4 5, 7 0 0	4 8 2, 2 0 0
6 4	2 2 6, 6 0 0	2 8 0, 0 0 0	3 2 6, 5 0 0	3 6 5, 8 0 0	3 8 2, 1 0 0	4 0 3, 9 0 0	4 4 6, 5 0 0	4 8 3, 0 0 0
6 5	2 2 7, 3 0 0	2 8 0, 7 0 0	3 2 7, 4 0 0	3 6 6, 1 0 0	3 8 2, 5 0 0	4 0 4, 2 0 0	4 4 7, 1 0 0	4 8 3, 8 0 0
6 6	2 2 8, 1 0 0	2 8 1, 6 0 0	3 2 7, 8 0 0	3 6 6, 8 0 0	3 8 3, 1 0 0	4 0 4, 5 0 0	4 4 7, 9 0 0	4 8 4, 6 0 0
6 7	2 2 9, 0 0 0	2 8 2, 3 0 0	3 2 8, 5 0 0	3 6 7, 5 0 0	3 8 3, 7 0 0	4 0 4, 8 0 0	4 4 8, 7 0 0	4 8 5, 4 0 0
6 8	2 3 0, 1 0 0	2 8 3, 2 0 0	3 2 9, 3 0 0	3 6 8, 2 0 0	3 8 4, 3 0 0	4 0 5, 1 0 0	4 4 9, 5 0 0	4 8 6, 2 0 0
6 9	2 3 0, 8 0 0	2 8 4, 2 0 0	3 3 0, 1 0 0	3 6 8, 5 0 0	3 8 4, 7 0 0	4 0 5, 3 0 0	4 5 0, 1 0 0	4 8 7, 0 0 0
7 0	2 3 1, 5 0 0	2 8 5, 0 0 0	3 3 0, 8 0 0	3 6 9, 1 0 0	3 8 5, 2 0 0	4 0 5, 6 0 0	4 5 0, 9 0 0	
7 1	2 3 2, 1 0 0	2 8 5, 8 0 0	3 3 1, 5 0 0	3 6 9, 8 0 0	3 8 5, 7 0 0	4 0 5, 9 0 0	4 5 1, 7 0 0	
7 2	2 3 2, 9 0 0	2 8 6, 6 0 0	3 3 2, 2 0 0	3 7 0, 4 0 0	3 8 6, 3 0 0	4 0 6, 2 0 0	4 5 2, 5 0 0	
7 3	2 3 3, 7 0 0	2 8 7, 4 0 0	3 3 2, 7 0 0	3 7 0, 7 0 0	3 8 6, 6 0 0	4 0 6, 4 0 0	4 5 3, 1 0 0	
7 4	2 3 4, 4 0 0	2 8 7, 9 0 0	3 3 3, 3 0 0	3 7 1, 3 0 0	3 8 7, 0 0 0	4 0 6, 7 0 0	4 5 3, 9 0 0	
7 5	2 3 5, 1 0 0	2 8 8, 3 0 0	3 3 3, 8 0 0	3 7 2, 0 0 0	3 8 7, 4 0 0	4 0 7, 0 0 0	4 5 4, 7 0 0	
7 6	2 3 5, 7 0 0	2 8 8, 8 0 0	3 3 4, 4 0 0	3 7 2, 6 0 0	3 8 7, 8 0 0	4 0 7, 2 0 0	4 5 5, 5 0 0	
7 7	2 3 6, 4 0 0	2 8 8, 9 0 0	3 3 4, 7 0 0	3 7 3, 0 0 0	3 8 8, 1 0 0	4 0 7, 4 0 0	4 5 6, 1 0 0	
7 8	2 3 7, 2 0 0	2 8 9, 3 0 0	3 3 5, 2 0 0	3 7 3, 5 0 0	3 8 8, 4 0 0	4 0 7, 7 0 0		

79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000		
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200		
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400		
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700		
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000		
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200		
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400		
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500	410, 100		
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800	410, 800		
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000	411, 500		
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200	412, 000		
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500	412, 700		
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800	413, 700		
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000	414, 100		
93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200	414, 600		
94		294, 000	341, 800	380, 800	392, 900	415, 300		
95		294, 400	342, 300	381, 400	393, 600	416, 000		

9 6		2 9 4, 8 0 0	3 4 2, 7 0 0	3 8 2, 0 0 0	3 9 4, 3 0 0	4 1 6, 7 0 0		
9 7		2 9 5, 0 0 0	3 4 2, 8 0 0	3 8 2, 7 0 0	3 9 4, 8 0 0	4 1 7, 2 0 0		
9 8		2 9 5, 3 0 0	3 4 3, 3 0 0	3 8 3, 3 0 0	3 9 5, 5 0 0	4 1 7, 9 0 0		
9 9		2 9 5, 7 0 0	3 4 3, 7 0 0	3 8 3, 9 0 0	3 9 6, 2 0 0	4 1 8, 6 0 0		
1 0 0		2 9 6, 1 0 0	3 4 4, 0 0 0	3 8 4, 5 0 0	3 9 6, 9 0 0	4 1 9, 3 0 0		
1 0 1		2 9 6, 3 0 0	3 4 4, 3 0 0	3 8 5, 2 0 0	3 9 7, 4 0 0	4 1 9, 8 0 0		
1 0 2		2 9 6, 6 0 0	3 4 4, 7 0 0	3 8 5, 8 0 0	3 9 8, 1 0 0			
1 0 3		2 9 7, 0 0 0	3 4 5, 1 0 0	3 8 6, 4 0 0	3 9 8, 8 0 0			
1 0 4		2 9 7, 3 0 0	3 4 5, 5 0 0	3 8 7, 0 0 0	3 9 9, 5 0 0			
1 0 5		2 9 7, 5 0 0	3 4 6, 0 0 0	3 8 7, 7 0 0	4 0 0, 0 0 0			
1 0 6		2 9 7, 8 0 0	3 4 6, 4 0 0					
1 0 7		2 9 8, 2 0 0	3 4 6, 8 0 0					
1 0 8		2 9 8, 5 0 0	3 4 7, 2 0 0					
1 0 9		2 9 8, 7 0 0	3 4 7, 7 0 0					
1 1 0		2 9 9, 1 0 0	3 4 8, 1 0 0					
1 1 1		2 9 9, 5 0 0	3 4 8, 4 0 0					
1 1 2		2 9 9, 8 0 0	3 4 8, 7 0 0					

	1 1 3		2 9 9 , 9 0 0	3 4 9 , 2 0 0					
	1 1 4		3 0 0 , 2 0 0	3 4 9 , 6 0 0					
	1 1 5		3 0 0 , 5 0 0	3 5 0 , 0 0 0					
	1 1 6		3 0 0 , 9 0 0	3 5 0 , 4 0 0					
	1 1 7		3 0 1 , 1 0 0	3 5 0 , 9 0 0					
	1 1 8		3 0 1 , 3 0 0	3 5 1 , 3 0 0					
	1 1 9		3 0 1 , 6 0 0	3 5 1 , 7 0 0					
	1 2 0		3 0 1 , 9 0 0	3 5 2 , 1 0 0					
	1 2 1		3 0 2 , 3 0 0	3 5 2 , 6 0 0					
	1 2 2		3 0 2 , 5 0 0	3 5 3 , 0 0 0					
	1 2 3		3 0 2 , 8 0 0	3 5 3 , 4 0 0					
	1 2 4		3 0 3 , 1 0 0	3 5 3 , 8 0 0					
	1 2 5		3 0 3 , 4 0 0	3 5 4 , 3 0 0					
再 任 用 職 員		1 8 6 , 9 0 0	2 1 4 , 4 0 0	2 5 4 , 4 0 0	2 7 3 , 8 0 0	2 8 8 , 9 0 0	3 1 4 , 3 0 0	3 5 6 , 0 0 0	3 8 9 , 1 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第17条の8第1項に規定する職を除く。

第2条 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(8級であるものは、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については、1人につき10,000円とする。

第8条第4項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「扶養親族としての要件」を「扶養親族たる要件」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、」を「職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「親族としての要件」を「扶養親族たる要件」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条の7第2項第1号中「100分の90」を、「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を、「100分の40」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第17条の7第2項第1号及び第2号の規定を除く。）は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第17条の7第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成28年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

(施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成29年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については、10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については、1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合に

における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、8級であるものは1人につき6,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

(組合規則への委任)

- 8 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

給与改定の概要

1 趣旨

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料、扶養手当及び勤勉手当を改定

2 給料表

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を1,500円引上げ、若年層についても同程度の改定を行う。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定を行う。

3 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員については、平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を0.8月分→0.9月分とする。

再任用職員については、平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を0.375月分→0.425月分とする。

イ 再任用職員以外の職員については、平成29年6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.85月分とする。

再任用職員については、平成29年6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.4月分とする。

《表1 職員の支給月数》

区分		6月期	12月期	計
平成28年度	期末手当	1.225月 (0.65月)	1.375月 (0.8月)	4.3月(現行4.2月)
	勤勉手当	0.8月 (0.375月)	<u>0.9月(現行0.8月)</u> <u>(0.425月 現行0.375月)</u>	
平成29年度 以降	期末手当	1.225月 (0.65月)	1.375月 (0.8月)	
	勤勉手当	<u>0.85月</u> <u>(0.4月)</u>	<u>0.85月</u> <u>(0.4月)</u>	

※下段は、再任用職員の場合

4 扶養手当

平成29年4月以降の扶養手当について、配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げる。

給料表8級以上の職員が受ける手当額については、他の職員の概ね半額程度に引き下げる（表2を参照）。

《表2 各年度における扶養手当の手当額》

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
扶養親族					
配偶者	7級以下職員	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	8級職員	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
子		6,500円	8,000円	10,000円	10,000円
父母等	7級以下職員	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	8級職員	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円

※ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は、11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降は、この表に掲げる子又は父母等の額とする。

5 施行期日等

- (1) 給料表の改定は、平成28年4月1日から適用。
- (2) 平成28年12月期の勤勉手当の支給割合の改正は、平成28年12月1日から適用。
- (3) 平成29年度以降の勤勉手当の支給割合の改正は、平成29年4月1日から施行。
- (4) 扶養手当の支給額の改正は、平成29年4月1日から施行。

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条関係

改 正 案	現 案 行
<p>第1条～第17条の6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>第1条～第17条の6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

第2条関係

改 正 案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級であるものは、3,500円）</u>、<u>同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については、<u>1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 <u>扶養親族たる子</u>のうちに満15に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）</u>については、<u>1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については、11,000円）</u>とする。</p> <p>4 <u>扶養親族としての子</u>のうちに満15に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわ</p>

らず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の申請)

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げ
る事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨_____

_____を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至ったものがある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員の扶養親族で前項の規定によ

らず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の申請)

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当
する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨 (新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至ったものがある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (前条第2項第2号又は第4号_____に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号

る届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは

その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた

場合

においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定

に掲げる事実が生じた場合においては

その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手

当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものについて同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定

する。前項ただし書の規定は、

第1号に掲げる事実

が生じた場合における扶養手当の支給額の改

定

について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項

第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で

第1項の規定による届出に係るものの一部

が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定に

よる届出に係るもののうち特定期間にある

子でなかった者が特定期間にある子となっ

た場合

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月

1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に支給する。これら

する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実

が生じた場合における扶養手当の支給額の改

定

(扶養親族たる子、父母等で同項の規定によ

る届出に係るものがある職員で配偶者のない

ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った

場合における当該扶養親族たる子、父母等に係

る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養

手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、

父母等で同項の規定による届出に係るものが

ある職員が配偶者のない職員となった場合に

おける当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養

手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月

1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に支給する。これら

<p>の基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>の基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
---	---